

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続: (有) 無)

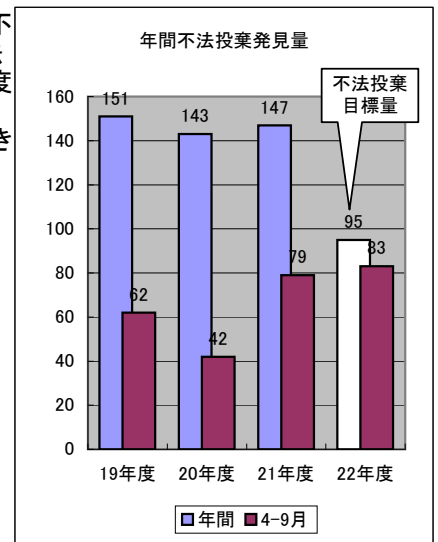
平成22年12月17日
第三者委員会

No.18	都道府県名:愛知県			市町村等名:幸田町			
対象地域:幸田町全域			世帯数: 11,634世帯	人口数: 35,596人			
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年2月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年3月1日 ~ 平成21年5月31日		
内容	・防止看板の設置 ・パトロールの実施			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	・職員がユニックを使い回収し町施設に保管する ・委託業者が町施設より指定引取場所へ輸送		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマテレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	3	19	1	11	5	39	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用		再商品化等料金
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	200	2,370	0	(2,570)	0	123	(2,693)
交付した助成金額(千円)	100	1,185	0	(1,285)	0	98	(1,383)

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

幸田町が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(151台)に対する平成22年度の目標削減率は37.1%(年間不法投棄目標量で95台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では既に83台となっており、平成19年度同期比では33.9%増となっている。年間目標削減率の達成については引き続き今後の推移を見守る必要がある。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 防止事業及び引渡事業は計画通り実施された。
- 2) 幸田町の責務は、I. を除き適切に遂行されているものと認められる。